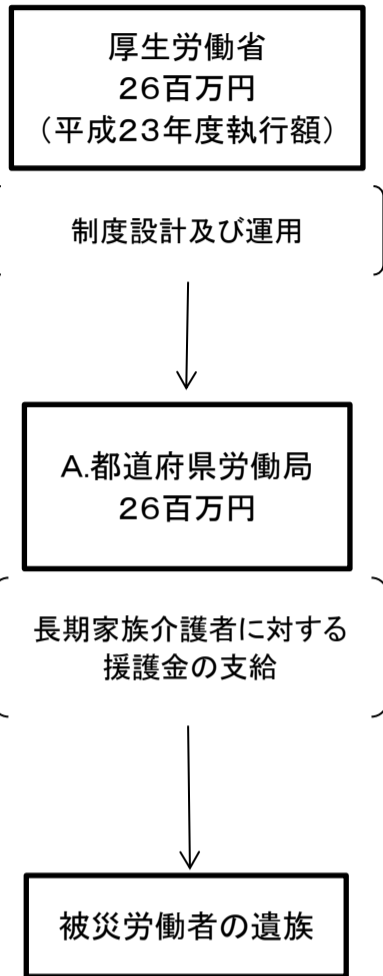


平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	長期家族介護者に対する援護経費	担当部局庁	労働基準局労災補償部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成7年度	担当課室	労災管理課	木暮 康二			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	施策名	Ⅱ 2 4労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号	関係する計画、通知等	平成7年4月3日付け基発第199号				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	要介護状態にある重度被災労働者を長期間抱える世帯においては、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るべく、長期家族介護者援護金を支給しているものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給するもの。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	12	24	49	51	29
		補正予算					
		繰越し等					
		計	12	24	49	51	29
	執行額	36	27	26			
執行率 (%)	300.0%	112.5%	53.1%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	成果実績	%	-	-	80.8%	80%
		達成度	%	-	-	100.0%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。 ※本経費は被災労働者の遺族の請求に基づき生活転換援護金を支給するものであり定量的な活動指標を示すことは困難である。	活動実績 (当初見込み)		-	-	-	-
				-	( - )	( - )	( - )
単位当たりコスト	- (円/ )	算出根拠	-				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	長期介護者に対する援護経費	51	29	給付見込みの減による減			
	計	51	29				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	長期間要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合、その遺族の生活が著しく不安定になることを避けるため、遺族に対して支援措置を講ずる必要がある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本事業は、要介護状態にある被災労働者への保険給付業務を担う国が実施すべき事業である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	当初想定していた申請件数より少なかったことによる。
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	－
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	－
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	本事業は、労災による被災労働者の遺族に対する支援措置であることから、受益者との負担関係は妥当である。
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	－
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	支給に必要な援護金のみである
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	－
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	平成23年度から成果目標を設定しているが、平成23年度成果実績は80.8%、達成度100%である。
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	－
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	－
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	－
点検結果	<p>長期家族介護者援護金は、要介護状態にある重度被災労働者を長期間抱える世帯においては、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るべく、実施しているものであるから、当該事業費を削減した場合、このような遺族の生活の激変を緩和しうる援助がなくなり、労災年金に依存していた遺族の生活に与える影響が大きいものである。このため、当該事業費の見直しの余地はないものとする。</p> <p>また、当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	長期家族介護者に対する援護経費については、執行状況を踏まえ、予算要求に反映させること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	執行実績を踏まえ給付見込額を見直したことによる削減(反映額: ▲22百万円)		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	660-20	平成23年行政事業レビュー	0996

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)



○支給対象者

以下の①～④のいずれの要件をも満たす者に支給する。

- ① 障害等級第1級の障害(補償)年金又は傷病等級第1級の傷病(補償)年金の受給者(ただし、受給期間が10年以上の者に限る)であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。
  - ・ 神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること(③に該当する者を除く。)
  - ・ 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要すること。
  - ・ せき随の著しい障害により、常に介護を要すること。
- ② 妻又は55歳以上若しくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること
- ③ 遺族(補償)給付を受給することができないこと。
- ④ 生活困窮者であること。

A.北海道労働局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
援護金	長期家族介護者に対する援護経費	3			
計		3	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	3		
2	福岡労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	3		
3	山形労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
4	栃木労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
5	大阪労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
6	宮崎労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2		
7	宮城労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
8	茨城労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
9	千葉労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		
10	新潟労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	1		